

議員（渡邊 美喜子）

お早うございます。13番、渡邊 美喜子、一般質問をさせていただきます。

1点目は選挙投票率の向上対策について、2点目は高齢者向け紙おむつ支給事業について、3点目は町職員の働き方について、3点でございます。1問1答方式でございます。

1点目「選挙の投票率向上対策について」

2023年2月5日に執行されました町議会議員選挙は投票率が47.34%で過去最低であり、大変に疑問と不安を感じております。振り返りますと1999年が78.31%、2003年が72.93%、2007年が69.97%、2011年が64.51%、2015年が55.64%、2019年が51.87%、2023年が47.34%で、この表を見てお分かりになると思いますが、マイナス5.38%、前年度と比較しまして、下がってるということでございます。確実に下がって来ています。この様に投票率の問題は大変に危機的であり、とりわけ若者の政治離れが深刻化しています。18歳引き下げは少子高齢化、人口減少社会を迎えた我が国において日本の未来を担う存在である10代にも、より政治を参画してもらうことを目的として導入されました。選挙は民主政治の基礎であり、国民が主権者として政治に参加する。このことが民主政治の健全な発展に繋がりを、積極的な投票参加が欠かせないと考えます。選挙結果が民意を反映しているとは言えなくなる恐れがあるからです。身近な選挙でさえも状況が深刻であります。まして国政選挙となると投票率の向上は程遠いように思われます。2023年2月5日に執行されました町議会選挙につきまして質問します。年齢別の投票数と投票率について伺います。答弁お願い致します。

総務課長（泉 知典）

渡邊議員の2023年2月5日執行の多度津町議会議員選挙における年齢別投票者数及び投票率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

年代別に申し上げますと、まず10代につきましては投票者数126人、投票率30.22%でございました。続きまして、20代につきましては投票者数348人、投票率18.89%、30代につきましては投票者数565人、投票率29.46%、40代につきましては投票者数1,086人、投票率39.26%、50代につきましては投票者数1,332人、投票率49.06%、60代につきましては投票者数1,689人、投票率61.96%、70代につきましては投票者数2,293人、投票率67.74%、80歳以上につきましては投票者数1,198人、投票率48.36%でございました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

大変に詳しい説明有難うございます。実は4年前と比べたんですけれども同じような数値が出ております。2019年ですかね、年齢が若年層は、投票率を下回る。中高年層は、ほぼ平均または上回ってるということになるろうかと思えます。そこで質問致します。投票数、そして投票率の結果から見えてきた事項について伺います。

総務課長（泉 知典）

渡邊議員の結果から見えてきた事項についてのご質問に答弁をさせていただきます。
2019年2月3日執行の多度津町議会議員選挙の結果と比較しましたところ、全体の投票率は4.53ポイント低下しておりました。

また、先の答弁において年代別の投票率を申し上げましたが、特に若年齢層での投票率の低さが顕著となりました。

具体的に申し上げますと、全体の投票率を下回った年代は、10代、20代、30代及び40代であり、このうち全体の投票率と最も乖離があったのは20代で、次いで30代、10代、40代という結果でした。

2015年6月に公職選挙法が改正され、翌年6月から選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられておりますが、以来、このように若者の投票率の低さが、全国的な動向と同様に本町でも続いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁頂きました。そこで質問なんですけども、今後の対策、課題について伺います。

総務課長（泉 知典）

渡邊議員の今後の対策及び課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。
直近で執行された香川県議会議員選挙におきましては、仲多度郡第二選挙区での全体の投票率が37.06%であったのに対し、これを下回る投票率であった年代は、50代以下の全てという結果になっており、若年層のみならず、幅広い年代において投票率の低さが表れております。

議員のおっしゃるとおり、選挙は民主主義の根幹を成す大変重要なものであることから、10代の若者を含め、選挙権を持つ方々の積極的な投票行動を促すよう啓発に努めなければならないと考えております。このため、本町におきましては、投票率向上に資する対策として、町広報誌及びホームページにおける周知や懸垂幕及び看板の設置等の啓発活動を各種選挙において継続的に実施するとともに、模擬投票等を想定した出前授業の実施を中学校に案内するなど若年層への啓発活動についても充実させたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。町の広報誌とかホームページ、また、色んな部分で情報発信している訳でございますが、努力されてることはよく分かるんですけども、投票率向上とはちょっと変わって来てるということになるかと思えます。そこで、他の自治体の議会、この投票率向上に向けての活動内容をちょっと調べさせていただきました。多度津町にそれが合うかどうか分かりませんが、子ども議会をしますよね、小学校、中学校の皆さんが、この場所でする訳でございますが、それを録画しまして持ち帰り、子どもたちにそれを見せて、議会ではどういうことを

やってるかということとか、そういうことを子どもたち、多度津町について将来のことをすごく考えておりますので、そういうことが出来るのか出来ないのか。出来ないではなく、努力してもらいたいという思いが強いております。それから、多度津町は多高がございます。以前に隅岡議員さんだと思いますが、高校生の議会っていう部分で、質問がありましたが、ぜひとも町議会の仕組みとか、また、DVDの視聴とかという部分をして頂ければ、よりの確に少しは向上するのではないかと。実は2023年と2019年を比較しましたら、10代の投票率が2023年は下がっております。そういうことも含めて、ぜひとも、して頂きたいということと、それから成人式がありますよね。その時に選挙権について、投票というものについて少しは触れて頂きたい。講演までして欲しいとは思いませんが、選挙をするということで、そういう部分もやはり触れて頂きたい。それからもう一つ、公用車、ずっと回らして頂いてるんですけども、増便をお願いしたいという風に思っております。その件につきまして再質問でございます。アバウトで申し訳ございませんが、お願い致します。

総務課長（泉 知典）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほど申されました子ども議会の関係でございますが、教育委員会とか議会事務局の方でやっておりますが、録画に関しましては出来るかどうかということは今後、検討していきたいと思っております。もちろん、それを学校とかの方で見て頂くのは何も問題ないかと思っております。そのほか中学校、高校等での模擬投票とかの件でございますが、現在、県の選挙管理委員会の方から、学校でそういう模擬投票とか、やってくれないかとかかなり強くと言いますか、積極的な依頼を受けております。それで先ほどの答弁でも申し上げましたが、中学校の方で、ぜひそういうのをやってもらえないか、学校の授業がありますので無理には出来ないんですが、こういうことを出来ますので、是非ご検討下さいということで、本年度お願いをしております。実現できるかどうかは別にして、多度津高校の場合ですが、一応、県立高校ということで、管轄が県の方になります。それで今回、小学校・中学校とかで模擬投票をお願いがあったんですが、県の方にそれをするなら、まず高校からお願いしたいということも私の方からは申し上げました。そういうことも考えております。その投票率向上については、渡邊議員おっしゃったような施策があると思っておりますので、色々考えながら今後ともしたいと思っております。広報の関係も出来るだけ多く回ろうとは思っているんですが、なかなか耳に入らないもので、広報については便数を増やすなり、それも検討していきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

子ども議会を他の子どもたちに見せたいというのは、実は昨日、町内の園長校長会がありまして、その話題は出ました。他の子にも見せたいんだというようなことがありました。技術的な面もあること等、今後検討しますということでお話をしています。それはいいことだと思うんですけども、さっき総務課長の方が色々検討していくということなので、実現は出来るのかなと思ってます。一つあるのは、画像として映って残っていくものですから、子ども議会に登場する、手を挙げる子どもたち、保護者に対して、これ映りますよ。他の人が見ることがありますよ。ということの了解をとる必要があるんだろうということですね。そういうことを含めると、なかなかオンラインというのは難しいのかなっていう風な感じはしております。それから若者の投票率が低いということにつきましては、学校教育においても、色んな課題として、主権者教育ということで文科省の方からも言われていて。トピックとして、指導法みたいなこともおりてくる訳なんですけれども、学校においては当然、中学校では公民科で小学校は社会科の6年生あたりで政治の仕組みとか選挙制度とか、選挙大切ですよっていう指導をしているんですけど、私自身も中学校の教師をしている時に全校集会などで18歳になった時に、特に中学生にとっても切実に近づいている問題な訳です。3年生だと3年後にはもう、投票する訳なので。要するに、決められないと駄目ですと。決める力を持たないと駄目なんだよっていうような話をしてくるんですよ。そういった時に課題というんですかね、学校では、政治の仕組みとか選挙の制度という枠組みは、しっかりと教えることも出来るんですが、政治に関心がある子どもってというのは内容なんですよね。あるいは、具体的な政治家の方のお名前を挙げて色々話をすることになってきます。そうした時に中学校、高校になってくると、そういう議論が深まっていけばいくほど先生自身の考え方というのが、生徒の前に表明されていくというのは、いいことでもあるし、また、課題もあるという点もあるので、その辺りのバランスをとりながらということになっていきます。内容面でのそういった事業展開とか、教育というのも大事になっていくのかなと思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁頂きました。この投票率低下に関しては、議員側にも大きな原因もあります。やはり、発信の弱さ。これ、私自身思う訳であります。そういう部分で、子どもたちに議員さんの思いとか意見とか、そういうのを全然知らないのに選挙に行くようにと言っても、なかなか何のために行くのかっていう部分があるかと思えます。そういう部分で、やっぱり配信力の弱さを私自身が感じていますが、今後、インターネット、議会中継とかそういう部分も大きな課題の一つかなという風に思っております。その時、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次の質問に移らせて頂きます。

投票所の環境整備について。例えば投票所まで距離が遠い、駐車場がない、バリア

フリー（手すり、段差解消）出来ているのかどうかについて質問致します。お願い致します。

総務課長（泉 知典）

渡邊議員の投票所の環境整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における投票環境の向上に資する取組としましては、身体障害者用の投票用紙記載台の設置や事務従事者による人的介助はさることながら、各投票所の実情に合致させたバリアフリー化を行っております。具体的な内容は、投票所によって異なりますが、例示しますと段差解消のためのステップやスロープの設置、投票所内の土足歩行を可能とするためのマット類の設置、リーディンググラスこれは老眼鏡になりますが、設置等が挙げられます。これらに加えまして、特定の投票所に限られますが、近隣にある駐車場を借り上げるなど自家用車で投票所に訪れる選挙人の駐車スペースの確保にも努めております。今後につきましても選挙人や投票管理者の意見を参考としながら、各投票所の実情に即した様々な選挙人への配慮に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。2019年には、投票所が16箇所把握しています。その中で、駐車場は近隣の方をお願いしてということになってますが、その当時は、2019年は、駐車場がないのが8箇所ありました。それからバリアフリー化が出来てない投票所が15箇所でございます。そして、スロープ等で段差解消対策を行っているところは4箇所ということで把握はしてるんですけども、自治会の集会場とか、そういう部分を含めまして、なかなかスムーズに出来ない部分はよく分かるんですけども、やはりこれだけ高齢化が進んでいる中で、対応可能な投票所から改善して頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。それと白方地区なんですけど、距離が遠いということで、学校の下から投票所まで幾ら位あるのかということで距離を図りました。片道約1キロ、往復で2キロでございます。そしてそこは平地じゃなくって斜面ということで、自転車では上まで1キロ押していかなければならない。そして、今度は帰る時は、もう自転車に乗っては帰れないというような場所でございます。車だったら行けるけれども、歩いても、そして自転車でも、ちょっと無理があるのかなという風に思います。この件につきましては、次の質問とダブりますので、その時にお話をしたいと思っておりますが、これは白方地区だけじゃなくって、他の地域もありますでしょうかね。そこら辺も含めて把握出来てる部分がありましたら、答弁お願い致します。再質問です

総務課長（泉 知典）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

投票所に行くのが非常に不便な方、もちろん身体的なこともあると思いますが、実情で申しますと、どうしても近くの投票所ということになりますと各地元の公

民館、自治会館とか集会場、そういうところでどうしてもなってしまうかと思えます。その位置が高い、低い。バリアフリーが出来ない、土足が難しいって色んな諸問題もあります。その中で、少しずつでも改善出来るようには努力してまいりました。今後も努力していくつもりでございます。それでも皆さんが、全ての方が気楽に行けるとまではするのが難しいのが現状であります。ただ先ほど申し上げましたが、選挙人の方がより利便性が向上するように、少しでも知恵を絞るといふか、考えながら場所のバリアフリー化に向けては、進めてまいりたいと考えております。具体的にどこがどういう風な課題があるかという一つ一つ申し上げるのは難しいのですが、今後もそういう意見は真摯に受け止めて、考えてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。今後とも、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入ります。期日前投票数の状況と今後の動向について伺ひます。

総務課長（泉 知典）

渡邊議員の期日前投票者数の状況と今後の動向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

2023年2月5日執行の多度津町議会議員選挙における期日前投票者数は2,445人であり、これは全体の投票者数の28.31%にあたる人数となっております。

2019年2月3日執行の多度津町議会議員選挙と比較しますと期日前投票者数は、223人増加しておりました。その他の選挙においても同様に増加の傾向が見られることから、今後も期日前投票はますます選挙人の方々に浸透していくものと考えております。そのため、本町におきましては、期日前投票を行う機会の拡充及び通勤又は通学前の選挙人の利便性向上を図るため、2016年7月10日執行の参議院議員通常選挙から選挙期日の直前の金曜日に期日前投票所の開設時刻を1時間30分繰り上げて7時から開始しており、運用開始から全ての選挙において利用実績がございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁頂きました。確かに期日前投票数が増加してるということは、今後もそういう傾向になろうかなという風に思っております。

時間の繰上げ等も本当にいいことだと思うんですけども、期日前投票数が増えて来ているということで、それならば地域の投票の時間を短縮する考えはありますでしょうか。また、期日前投票所の増設については、どのように考えておられるのでしょうか。答弁お願ひ致します。再質問でございます。

総務課長（泉 知典）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

選挙日当日の他の投票所での時間短縮は、考えておりません。今現在、佐柳島、

高見島の方では、投票箱を送致する関係上、16時、早い時間に閉めておりますが、その他の投票所におきましては、時間短縮する考えはございません。今、本庁舎で期日前投票を行っておりますが、その他で期日前投票するということは、次の質問にも絡んでくるかと思いますが、今のところ人数的なことも踏まえましてそういう考えは、まだ持っておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

最後の質問でございますが、移動期日前投票所の巡回について、これは佐柳島だと思っておりますけども、少し詳しく説明お願い致します。

総務課長（泉 知典）

渡邊議員の移動期日前投票所の巡回についてのご質問に答弁をさせていただきます。

この移動期日前投票所につきましては、総務省のホームページに掲載された情報によりますと、2021年10月31日執行の衆議院議員総選挙における活用事例が全国で48例ありました。導入した目的は自治体によって異なりますが、その大半が投票所の統廃合や再編に伴う投票所数の減少に対し、投票の機会を確保するためのものでした。

本町におきましては、選挙人名簿対照のためのオンラインシステムの構築や事務従事者の確保、執行経費の肥大化などの課題があることから、現在の投票所の数を維持した状態で移動期日前投票所を導入することは極めて困難であると考えられます。しかしながら、投票所統廃合等の合理化施策と両輪をなすものとして、他の支援施策とともに、今後、十分に研究してまいりたいと考えております。

なお、本町における選挙人の移動支援の取組としましては、2019年2月3日執行の多度津町議会議員選挙から佐柳島における2つの投票所を1つに統合したことに伴い、レンタカーを借り上げて、待合地点から投票所までの往路及び復路の間、選挙人を輸送しており、該当地域における選挙人の投票機会を確保するよう努めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。それでは、2点目の質問に移らせて頂きます。

高齢者向けの紙おむつ支給事業についてでございます。

多度町家庭介護用品支給事業は、2000年に実施が始まりました。支給対象者は、介護保険法に規定する要介護4、そしてまたは要介護5を在宅で介護している家族などで、対象者及び介護している者、どちらも非課税世帯のものとなっております。介護をしておられる方からおむつ代に1万円以上かかります、少しでも補助があれば助かるんですけど、そういうことを多くの皆さんから要望を聞いております。調べてみますと、おむつの支給要綱条件が各自治体で異なります。例として要介護認定が1から5とか、また、要介護認定が3から5、介護認定が

1 から 3 で、夜間のおむつ使用の場合は半額補助など様々でありました。在宅で、寝たきり、認知症など常時失禁状態のため、おむつを利用している40歳以上の方なども対象であり、支給所得制限もその自治体で異なっています。介護の平均期間は54.5箇月であり、おむつ代は5年間で54万円から82万となり、大きな負担となっています。

それでは、質問に入ります。近年の支給対象者の人数を伺います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

渡邊議員の近年の支給対象者の人数についてのご質問に答弁をさせていただきます。紙おむつ等の介護用品を支給しております「多度津町介護用品支給事業」は、在宅で寝たきり等の方を介護しているご家族の経済的負担を軽減するとともに、対象者の方の在宅での生活を支援し、その生活の質の向上を図るために実施している事業でございます。直近5年間の支給対象者は、いずれも4月時点の人数で、令和元年度が7人、令和2年度が13人、令和3年度が12人、令和4年度が10人、令和5年度が8人となっており、多少の増減はあるものの、利用人数は「横ばい」の状態です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。多度津町は要介護4・5に関しましては、相当の人数の方がおられるという風に思っております。

次の質問に移らせて頂きます。この要綱は、2000年に始まりまして23年経過しております。見直しをするお考えはどうか、伺います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

渡邊議員の要綱の見直しについてのご質問に答弁をさせていただきます。本事業につきましては、平成12年6月の事業スタートから平成30年度までの期間は、介護保険法に基づく地域支援事業の国や県の交付金と第1号被保険者保険料を財源として実施しておりましたが、平成27年に厚生労働省から、おむつなどの介護用品支給事業を「地域支援事業」の対象から外す方針が示され、当該事業の廃止・縮小に向けた方策を検討するよう市町村に通知がありました。それをもって、本町では、令和元年度より特別会計介護保険事業ではなく、一般会計から事業費を捻出し、本町独自の事業として継続実施しております。当該事業の廃止を選択した自治体もある状況において、本町の現在の補助要件は、近隣市町のものとは見比べても遜色ない程度だと考えておりますので、現在のところ制度要綱を見直す予定はございませんが、今後の近隣市町の動向や本町の財政状況を鑑みつつ、必要に応じて検討して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問でございます。おむつに掛かる費用の医療費については、どのようになっ

てますでしょうか。申告等が出来るのでしょうか。よろしくお願ひしたいと思ひます。再質問です。

税務課長（西山 政有紀）

渡邊議員のおむつ代の医療費控除のことについての再質問に答弁をさせていただきます。

おむつ代は、通常、医療費控除の対象にはなりません。寝たきり状態であること、及び医師が発行したおむつ使用証明書により、治療上、おむつの使用が必要であると証明されれば、おむつ代が医療費控除として認められます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

実は、こういう部分がありましたので、参考のためにお話をさせていただきます。

分かりますでしょうか。ちょっと字が。大きくしてもいいですか。少し申し訳ありませんが、字が小さいものですから。これは、東京の中央区なんですけども紙おむつ等の支給についてということで、かいつまんで説明させていただきます。

この紙おむつは、要介護2以上の方に支給しております。そして、介護だ2以上、常時寝たきり、または、認知症でかつ失禁状態にある方で介護保険施設に入っている方は、利用出来ないということがございます。そして、次の費用に関して、1箇月に40点以上、70以内とか。1点が100円なんです。それで、換算しまして、4,000円以上7,000円以内でご注文頂き、ご注文の点数によって負担額が変わります。70点を超過して注文する場合は、71点目から1点につき100円ずつ負担が増加となっております。その中で、負担額は、多度津町は利用者、また、介護している方も非課税という枠がある訳でございますが、この中央区に關しましては、利用点数、例えば40点から50点、これは4,000円から5,000円のおむつを購入した場合ですね、住民税課税世帯から450円、また、非課税世帯ならば120円。ということで、5,100円から6,000円。61点は6,100円から7,000円ということで、負担をして頂いて、出来るだけ多くの皆さんに利用して頂きたいというような、こういうことをやってくる自治体もございますので、参考になればと思ひまして、皆さんにお見せ致しました。

続きまして、最後の質問に入ります。3点目は町職員の働き方についてであります。

定年退職年齢が来年度から段階的に10年をかけて、65歳に引き上げることと聞いておりますが、幾つかの課題があると思ひます。

質問に入ります。1点目、60歳を超える期間についてどのような職務、賃金で業務に当たるのかについてお伺い致します。答弁をお願い致します。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の60歳を超える期間について、どのような職務・賃金で業務にあたるの

かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

地方公務員法が改正され、全国全ての地方公共団体において、職員の定年年齢を65歳に改めるとともに、その経過措置として現行の定年年齢である60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げることとなりました。また、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）が導入され、管理職及びこれに準ずる職の勤務上限年齢を原則60歳とし、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に管理職以外の職への降任等を行うこととなりましたので、60歳に達した時点で管理職であった職員は、管理職以外の職務に就くこととなります。また、60歳に達した時点で管理職でなかった職員につきましては、人事運営上の事情等を考慮した上にはなりますが、60歳までと同様の職務に就くこととなります。賃金につきましては、地方公務員の給与は国家公務員の取扱いに準じて決定することとされており、60歳の時点の給料月額の7割を支給することとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

次の質問を致します。定年延長において、今後の新規採用人数など採用計画について伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の定年延長において、今後の新規採用人数など採用計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地方公共団体において質の高い行政サービスを安定的に提供出来る体制を確保するためには、定年引上げ期間中においても一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要であり、毎年の退職者の補充を行うことを基本とした従来の採用とは異なり、中長期的な観点からの定員管理が必要となります。

過去に行政改革のために職員数を削減することを目的に新規採用を抑制した結果、年齢構成に偏りが発生し、定年退職者等が多い年が数年続き、職員に大きく負担が掛かっている状況が続いています。このようなことのないように定年引上げ期間中におきましても、職員の年齢構成が偏ることのないように計画的に職員を採用していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。次の質問に移ります。定年延期することにより、利点が大いと思うが、その利点を伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の定年延長することにより利点が大いと思うが、その利点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の地方公務員法の改正は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継

承していくことを趣旨としております。本町におきましても人材を確保出来ることや定年退職者等が多い年が数年続き、これまでより職務経験が少ないうちに昇任昇格する職員が多くなったため、高齢期の職員の知識や技術、経験などを活かせることが定年延長の利点であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁有難うございます。働き方につきまして、職務、賃金制度のもと、業務に当たるかについて対象者に早急にやはり示す必要があるかと思えます。

例えば親の介護やご自身の体力などの衰えなど、従前の勤務が続けられない状況もあるのではないかと思われます。これらを想定した異動や休暇制度などが必要ではないかと思えますが、どうか異動が早期退職に繋がらないように要望致します。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせたいと思えます。有難うございます。